

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進により、子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていきます。

また、保護者が子育てについて責任を果たすことを前提としながらも、すべての市民が、子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本市において、関係各課が連携し、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施していきます。

また、本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画しうるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

さらに、子ども・子育て支援は、国や県の制度や計画と関わりが深いので、密に連携を図り、事業の有効な導入に努めます。

なお、本市の実情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、社会全体で子育てを支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、広く理解を得られるよう、市のホームページや広報紙等を通じて周知を図ります。

(2) 家庭や地域の役割

▶家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

▶地域社会の役割

計画の推進に当たり、地域をあげた子育て支援が必要であることから、市民参画の気運の高まりが重要です。

そのため、すべての市民が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体で子どもを育てていくことが望まれます。

▶教育・保育施設、学校等の役割

様々な人との交流や生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、保育所等の教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

▶企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

2 計画の進捗管理体制

計画期間中は、こども相談課が事務局となり、「鹿嶋市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や関係機関、市民等と連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の施策・事業の実績等を用いて実施し、取り組みの改善に努めます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

なお、現在国が策定を進めている“第四次少子化社会対策大綱”では、結婚や子育てしやすい環境となるよう社会全体を見直し、経済基盤の安定や男女の働き方改革、多子世帯等への一層の配慮をはじめとした子育て支援のさらなる充実の方向性が示されています。

このため、国に先駆けて展開している市独自の施策については、国の動向に注視しながら、適宜見直しを検討します。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ

